



国 監 告 第 7 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施
した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、
別紙のとおり公表します。

令和 5 年 4 月 14 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 5 年 3 月 1 日 (水) から令和 5 年 3 月 13 日 (月) まで

イ 実施

令和 5 年 3 月 20 日 (月)

② 対象部局

子ども家庭部児童青少年課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和 4 年度国立市一般会計 (歳出)

矢川プラス指定管理料 (1 月 31 日支払分)

予算科目 03. 02. 01. 12 (20)

支出額 34, 400, 000 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 5 年 3 月 1 日 (水)

② 資料提出期限 令和 5 年 3 月 9 日 (木)

③ 事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 委託の相手方及び選定方法は、適切か。

- イ 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ウ 委託内容の履行確認は、適正に行われているか。また、履行期限は、守られているか。
- エ 委託料の支出は、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり要望する。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 回議用紙の必要事項の取り扱いについて

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との基本協定および年度協定の締結の決裁文書において、回議用紙の分類番号、施行年月日が記入されておらず、浄書者、照合者、発送者の欄に押印がなかった。矢川プラスの管理運営は新規事業であるため、指定管理に関する文書の分類番号を新規で作成するのか、既存のもので行うのかは主管課で決定のうえ、文書管理規程、文書事務の手引きに基づき、事務を執行されるよう、要望する。

以上